

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、飯山町寺井土地改良区が土地改良事業（維持管理事業）計画を変更することについて平成19年6月15日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市飯山市民総合センターにおいて平成19年7月13日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成19年7月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀